

季刊

労働おきなわ

2005 Summer

NO. 90



沖縄県観光商工部雇用労政課

目次

●Relay Essay

沖縄県労政事務所長 下地 喬 1

●平成16年度の労働相談の状況 2

●第76回メーデー開催 6

●労福協・集団連のおしらせ 7

●INFORMATION 8

●労働相談 17

●労働委員会だより 18

●労働日誌 19

●沖縄県労働経済指標 20



表紙の写真は、
第30回勤労者美術作品展
写真の部で会長賞を受賞
した山城泰子さんの
「海からのプレゼント」
です。



裏表紙は
ノグチゲラ(県鳥)です。

Relay Essay 41

労政事務所って何するところ…?



沖縄県労政事務所長 下地 喬

労政事務所って何するところ…? 労政事務所
の目的・役割は…?

それでは「労政」とは…?

「新明解国語辞典」によると、言葉が見つからない、そのような単語はないらしい…。お笑いの「何とか侍」ではないが「残念!!」である。

さればとて、「広辞苑」では、あった、あった、「労働関係の行政」である、ということは、「労政事務所」は、「労働関係の行政を行う事務所」ってこと……? さらに、「新版新法律学辞典」では、「労政事務所は、労働行政をつかさどる行政機関」…!

労政事務所設置の根拠法は…? 地方自治の基本法である「地方自治法」では如何…。それを根拠とする「沖縄県行政機関設置条例」においては、「労働関係に関する事務を分掌させるために、労政事務所を置く」と規定、次に、「沖縄県行政組織規則」によると、「労使関係の指導、労使紛争の解決予防、労働事情の調査、労働教育、労働福祉、中小企業労働対策」などが労政事務所の所掌事務であると定めている。

改めて、労政事務所って何するところ…?
労政事務所の目的・役割は…?

労働者の職業の安定と豊かで働きやすい社会を実現するため、労働条件と労働者福祉の向上を図る。これが目的かな…! この目的を達成するために、労政事務所は、労働者又は使用者が解決したいと望んでいる仕事や職場の問題について、労働関係法規を踏まえた適切な助言や指導あるいは情報の提供を行う。このことにより、労使間における紛争を予防したり、自主的な解決を援助することになる。また、労使紛争の処理機関ではなく、あくまでも予防や自主解決を促すところなので、紛争当事者である労使において自主解決が行われない場合は、当然のことながら権限を有する機関、例えば、労働委員会や労働局(労働基準監督署)への紹介、民事調停・訴訟等(来年4月からは労働審判という新しい制度が施行される予定)の法的手段を助言するなど、労使紛争を解決するための交通整理の役割をも

担うこととなる。

ところで、労働相談の内容は、職場でのトラブルだけではなく、相談者の仕事に関するスキルアップ、企業の労務対策、就業規則や労働協約、労働組合の結成など広範多岐にわたる。なかには、よく似た相談事例でも、相談者の年齢・性別・職業、仕事や生活に対する考え方、価値感などによって様々な状況が現出するので、相談者の置かれた状況や立場、相談内容や相談者の意見や希望をよく聞いて、自主的に解決するための最良な方法を十分に吟味し、助言・指導できるよう、ケースバイケースでの対応を心がけている。

ちなみに、本所における昨年度(平成16年4月～平成17年3月)の相談件数は289件で、ここ3・4年300件弱で推移している。その相談内容は、賃金不払い、長時間労働、解雇等の労働条件のトラブルが172件でトップ、労働保険の未加入や労災の申請漏れ等の福利厚生関係が46件、労働組合結成、労働協約等に関する相談が27件となっている。また、相談者が属する産業は、もっとも多い順から卸売・小売業、医療・福祉業、運輸業となっており、労働者からの相談が237件と約8割を占めている。これらから推測されることは、県内の景況は回復の動きが見られるとは言うものの、失業率の高止まりから、県内の厳しい雇用・勤務実態、賃金状況が伺える。さらに、本県の産業構造を反映してかサービス業を中心とした第3次産業からの相談が多くなっている。

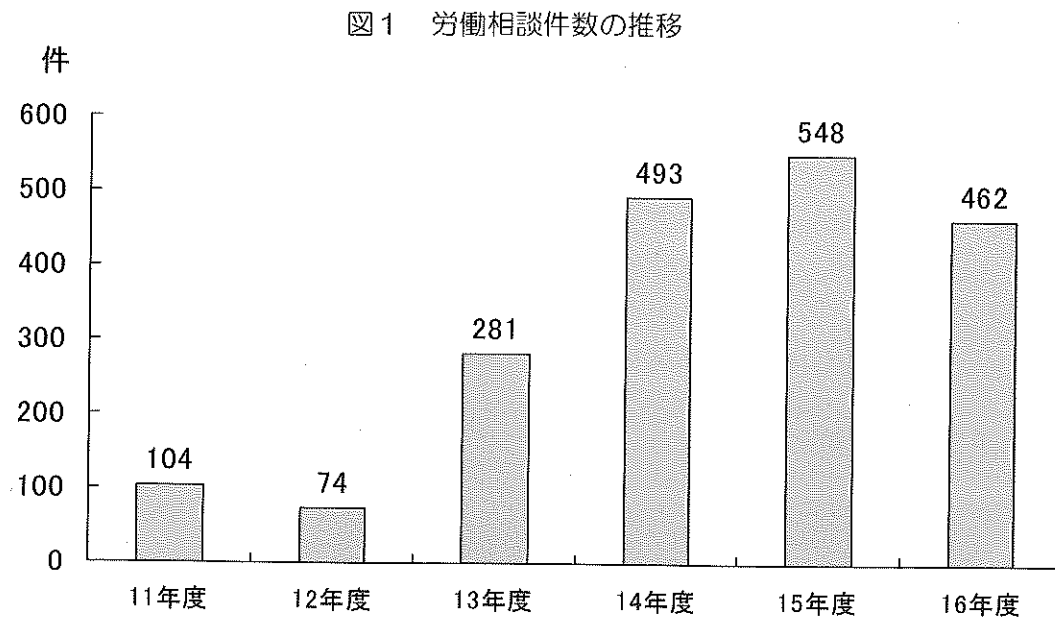
従来の日本型雇用システムと言われる終身雇用、年功賃金、企業別組合が大きく変貌を遂げようとしている昨今、労使間のトラブルもますます複雑・多様化し、増加するものと思われる。このような中、「気軽・簡単・迅速の何でも労働相談」を目指した、ワンストップサービスとしての窓口的機能が求められており、今後とも、県民の期待に応えた労政事務所の重要性をアピールしていきたい。

労働問題に関するご相談やお問い合わせは!
<TEL0120-610-223>

平成16年度の労働相談の状況について

1 労働相談件数

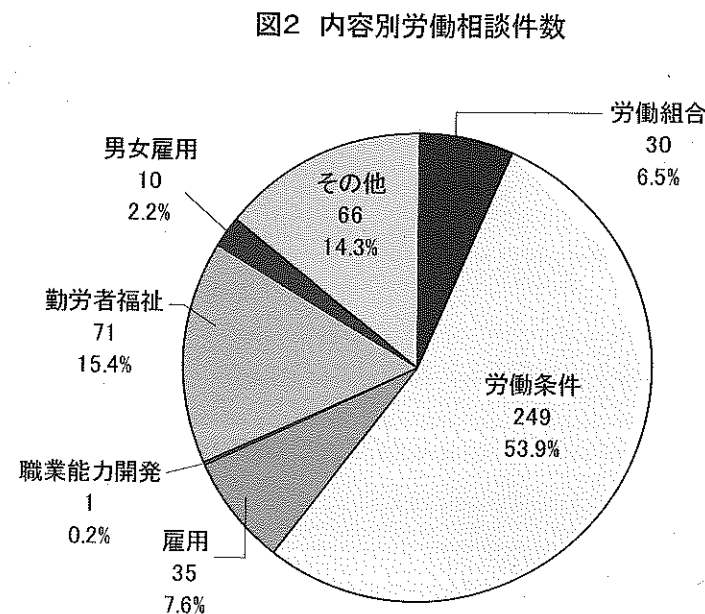
平成16年4月から平成17年3月までの相談件数は462件で、前年度の548件に比べ、86件、15.7%減少したものの、依然として高い数字となっている（図1参照）。



2 内容別労働相談件数

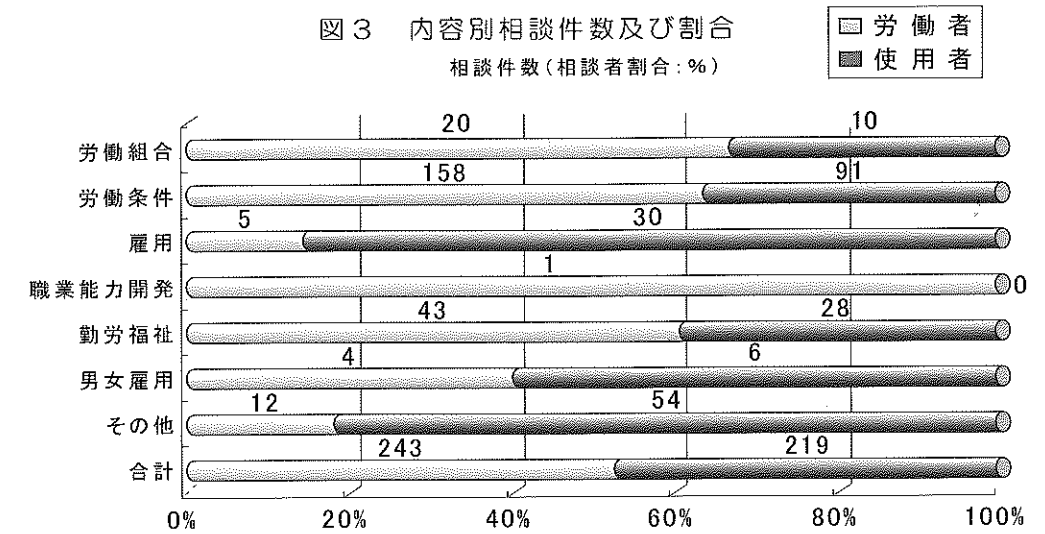
労働相談を内容別にみると、「労働条件に関すること」が最も多く249件（全体の53.9%）、次に「勤労者福祉に関すること」が71件（同15.4%）、「雇用に関すること」35件（同7.6%）、「労働組合及び労使関係に関すること」が30件（同6.5%）、「男女雇用機会均等法に関すること」は10件（同2.2%）となっている。

さらに、「労働条件に関すること」の相談内容を項目別にみると、『賃金』72件（昨年度96件）、『労働時間、休日・休暇』56件（同52件）、『解雇、退職勧奨』26件（同45件）、『就業規則』が39件（同29件）などとなっている（表1参照）。



3 相談者別労働相談件数

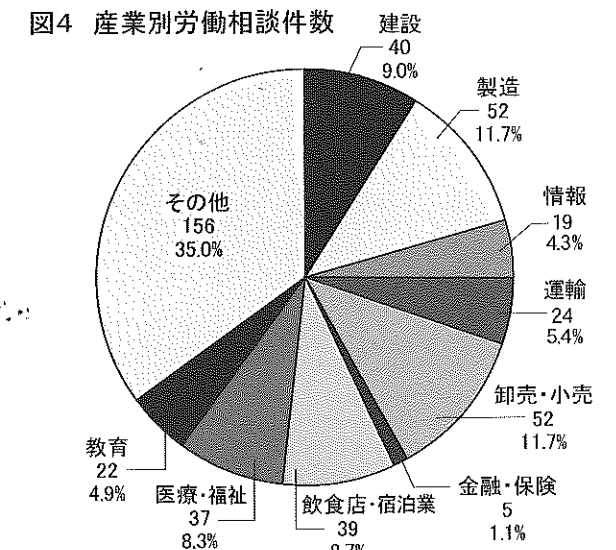
相談者別の労働相談件数は、労働者からの相談が243件（全体の52.6%）で、使用者からの相談が219件（同47.4%）となっている（図3参照）。



4 産業別労働相談件数

産業別の労働相談件数は、「製造業」が52件（全体の11.7%）、同じく「卸売・小売業」も52件（同11.7%）、「建設業」は40件（同9.0%）、「飲食店・宿泊業」は39件（同8.7%）、「医療・福祉」は37件（同8.3%）となっている。

なお、「その他」が全体の約4割を占めているが、サービス業や複合サービス業、農林水産業、公務等が「その他」に分類されているためである（図4参照）。



5 過去の内容別労働相談件数の推移

（単位：件）

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
労働組合	28	19	22	51	29	30	30
労働条件	52	57	38	147	244	270	249
雇用	2	5	3	13	40	53	35
職業能力開発	0	0	2	3	1	1	1
勤労者福祉	7	9	4	15	71	90	71
男女雇用	0	0	1	1	6	6	10
派遣労働	0	0	0	5	0	-	-
パート、アルバイト	4	5	0	24	17	-	-
外国人労働	0	0	0	0	0	0	0
その他	5	9	4	22	85	98	66
合計	98	104	74	281	493	548	462

※「パート、アルバイト」及び「派遣労働」については、平成15年度より調査項目から除かれたため集計していません。
※平成13年度には、「緊急労働110番」の実施及び広告活動の強化、平成14年度からは、巡回労働相談の実施及び労働施策アドバイザーによる企業訪問を実施している。

表1 平成16年4月～平成17年3月の内容別・相談者別労働相談件数

相談内容	16年度										15年度			
	合計		前年同期		労働者				使用者		合計		労働者	使用者
	件数	全体に占める割合(%)	増減数	伸び率	件数	相談者割合(%)	正社員	非正社員	件数	相談者割合(%)	件数	全体に占める割合(%)		
労働組合及び労使関係に関する事	30	6.5	0	0.0	20	66.7	19	1	10	33.3	30	5.5	19	11
労働組合の結成、組織、活動	12	2.6	3	33.3	12	100.0	11	1	0	0.0	9	1.6	7	2
労使協議制	0	0.0	0	-	0	-	0	0	0	-	0	0.0	0	0
労働協約	6	1.3	△4	△40.0	1	16.7	1	0	5	83.3	10	1.8	9	1
団体交渉	7	1.5	3	75.0	4	57.1	4	0	3	42.9	4	0.7	1	3
不当労働行為	2	0.4	1	100.0	2	100.0	2	0	0	0.0	1	0.2	1	0
争議行為	0	0.0	0	-	0	-	0	0	0	-	0	0.0	0	0
その他	3	0.6	△3	△50.0	1	33.3	1	0	2	66.7	6	1.1	1	5
労働条件に関する事	249	53.9	△21	△7.8	158	63.5	91	67	91	36.5	270	49.3	175	95
就業規則	39	8.4	10	34.5	3	7.7	2	1	36	92.3	29	5.3	1	28
賃金	72	15.6	△24	△25.0	66	91.7	37	29	6	8.3	96	17.5	85	11
労働時間、休日・休暇	56	12.1	4	7.7	23	41.1	11	12	33	58.9	52	9.5	21	31
安全衛生	2	0.4	△1	△33.3	1	50.0	1	0	1	50.0	3	0.5	3	0
解雇、退職勧奨	26	5.6	△19	△42.2	22	84.6	13	9	4	15.4	45	8.2	36	9
退職、退職金	21	4.5	6	40.0	20	95.2	16	4	1	4.8	15	2.7	14	1
その他	33	7.1	3	10.0	23	69.7	11	12	10	30.3	30	5.5	15	15
雇用に関する事	35	7.6	△18	△34.0	5	14.3	3	2	30	85.7	53	9.7	8	45
人材の確保	0	0.0	△9	皆減	0	-	0	0	0	-	9	1.6	0	9
定年制、退職管理	1	0.2	△1	△50.0	0	0.0	0	0	1	100.0	2	0.4	0	2
配置転換	0	0.0	△2	皆減	0	-	0	0	0	-	2	0.4	1	1
高齢者の雇用	1	0.2	1	皆増	0	0.0	0	0	1	100.0	0	0.0	0	0
障害者の雇用	0	0.0	△1	皆減	0	-	0	0	0	-	1	0.2	0	1
その他	33	7.1	△6	△15.4	5	15.2	3	2	28	84.8	39	7.1	7	32
職業能力開発に関する事	1	0.2	0	0.0	1	100.0	1	0	0	0.0	1	0.2	1	0
公共職業訓練	1	0.2	1	皆増	1	100.0	1	0	0	0.0	0	0.0	0	0
企業内職業訓練	0	0.0	0	-	0	-	0	0	0	-	0	0.0	0	0
企業外職業訓練	0	0.0	0	-	0	-	0	0	0	-	0	0.0	0	0
その他	0	0.0	△1	皆減	0	-	0	0	0	-	1	0.2	1	0
勤労者福祉に関する事	71	15.4	△19	△21.1	43	60.6	26	17	28	39.4	90	16.4	28	62
労働保険	51	11.0	△3	△5.6	32	62.7	16	16	19	37.3	54	9.9	23	31
退職金共済制度、財形制度	0	0.0	0	-	0	-	0	0	0	-	0	0.0	0	0
福利厚生	0	0.0	0	-	0	-	0	0	0	-	0	0.0	0	0
その他	20	4.3	△16	△44.4	11	55.0	10	1	9	45.0	36	6.6	5	31
男女雇用機会均等法等に関する事	10	2.2	4	66.7	4	40.0	4	0	6	60.0	6	1.1	2	4
均等待遇	0	0.0	△1	皆減	0	-	0	0	0	-	1	0.2	1	0
セクシャルハラスメント	1	0.2	1	皆増	1	100.0	1	0	0	0.0	0	0.0	0	0
育児休業・介護休業	8	1.7	6	300.0	3	37.5	3	0	5	62.5	2	0.4	1	1
その他	1	0.2	△2	△66.7	0	0.0	0	0	1	100.0	3	0.5	0	3
外国人労働問題	0	0.0	0	-	0	-	0	0	0	-	0	0.0	0	0
その他の問題に関する事	66	14.3	△32	△32.7	12	18.2	3	9	54	81.8	98	17.9	17	81
職場の人間関係	3	0.6	△1	△25.0	3	100.0	1	2	0	0.0	4	0.7	4	0
苦情処理	0	0.0	0	-	0	-	0	0	0	-	0	0.0	0	0
その他	63	13.6	△31	△33.0	9	14.3	2	7	54	85.7	94	17.2	13	81
合計	462	100.0	△86	△15.7	243	52.6	147	96	219	47.4	548	100.0	250	298

表2 平成16年4～平成17年3月の産業別労働相談件数

産業分類(大分類)	16年度										15年度			
	合計		前年同期		労働者				使用者		合計		労働者	使用者
	件数	全体に占める割合(%)	増減数	伸び率	件数	相談者割合(%)	正社員	非正社員	件数	相談者割合(%)	件数	全体に占める割合(%)		
E. 建設	40	9.0	△24	△37.5	20	50.0	15	5	20	50.0	64	12.2	30	34
F. 製造	52	11.7	△17	△24.6	11	21.2	10	1	41	78.8	69	13.1	18	51
H. 情報通信業	19	4.3	2	11.8	10	52.6	3	7	9	47.4	17	3.2	8	9
I. 運輸業	24	5.4	5	26.3	19	79.2	18	1	5	20.8	19	3.6	12	7
J. 卸売・小売業	52	11.7	△3	△5.5	24	46.2	11	13	28	53.8	55	10.5	20	35
K. L. 金融・保険業、不動産業	5	1.1	△9	△64.3	4	80.0	4	0	1	20.0	14	2.7	7	7
M. 飲食店、宿泊業	39	8.7	9	30.0	18	46.2	4	14	21	53.8	30	5.7	20	10
N. 医療、福祉	37	8.3	△1	△2.6	21	56.8	12	9	16	43.2	38	7.2	19	19
O. 教育、学習支援業	22	4.9	4	22.2	9	40.9	3	6	13	59.1	18	3.4	10	8
その他	156	35.0	△45	△22.4	103	66.0	63	40	53	34.0	201	38.3	101	100
合計	446	100.0	△79	△15.0	239	53.6	143	96	207	46.4	525	100.0	245	280

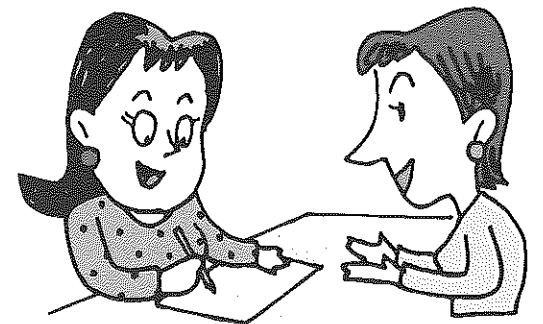
※産業分類での相談が内容分類の2つ以上に該当する場合、該当する相談内容欄にそれぞれ1件と計上するため、内容別と産業別の合計は一致しない。

○巡回労働相談のましらせ

県では、沖縄県労政事務所（那覇及びコザの相談所）において労働相談を受け付けておりますが、「詳しい内容を相談するため面談をしたくても、相談所が遠くてなかなか出向くことができない」、「土日でないとなかなか時間がとれない」といった不便さを緩和し、広く皆様に労働相談を利用いただけるよう、下記のとおり、北部・中部・南部・宮古・八重山地域の全7会場において相談会を実施します。

△こんな時ご相談ください

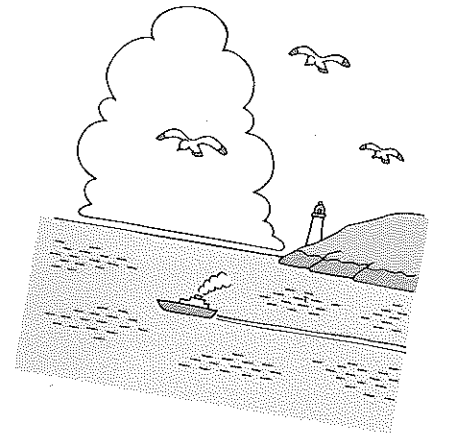
- ・労働協約、就業規則などを作りたい、改訂したい
- ・年休・休憩・休日などについて相談したい
- ・給料（残業代）を払ってくれない
- ・理由なく解雇されてしまった
- ・労使間の紛争などで対応の仕方がわからない
- ・労働組合について知りたい



△相談員：社会保険労務士、沖縄県労政事務所職員

△相談会の予定

地域	実施日時
中部	7月予定（1日目） 7月予定（2日目）
南部	8月予定（1日目） 8月予定（2日目）
中部	9月予定（1日目） 9月予定（2日目）
南部	10月予定（1日目） 10月予定（2日目）
北部	11月予定
宮古	12月予定
八重山	12月予定



※日時、会場の詳細は、実施日の3週間前までにホームページでお知らせします。

<http://www.pref.okinawa.jp/rosei/index.html>

△お問い合わせ：沖縄県労政事務所 フリーダイヤル 0120-610-223

○第76回メーデー

連合系のメーデーは、4月28日～5月2日の間に中央会場（那覇）を含め5会場で行われた。中央会場では、約1,500人（主催者発表）が参加し、連合系全体では、2,552人の参加となった。各会場では、「平和・人権・環境・労働・共生」をテーマにしたブース（テント）での展示や「県産品愛用・雇用拡大」をアピールする県産品の展示即売会が行われたり、またミニコンサートや余興など多彩なアトラクションの実施や屋台が置かれるなど、全体的にお祭りムードを演出したものであった。中央祭典では、主催者を代表して狩俣会長は、現政権による徹底した市場原理主義の改革推進のため「勝ち組と負け組」が生まれ、所得格差の拡大が進んでいる中、年金改悪法案の強行採決や定率減税の縮小廃止等により私たちの生活は厳しい状況に置かれていると訴えた。また、憲法9条改正の動きがあるが、今年は戦後60年の節目の年でもあり、米国による世界的な基地変革議論がなされていることから、県内米軍基地の整理縮小と日米地位協定の抜本的改訂を実現すべくさらに努力していくと訴えた。来賓として、県知事（県観光商工部長代読）等があいさつをした。その後、政権交代の実現に向けた取り組みを開始し、平和で安心して暮らせる沖縄を創りあげていくことなどを盛り込んだメーデー宣言を採択した。

宮古会場では、サブスローガンに「宮古空港と下地島空港の軍事利用反対」が掲げられ、八重山会場では、「郵政民営化に反対する特別決議」が採択された。

全労連系は、メーデー沖縄県集会を5月1日に那覇市内で開催し、約300人（主催者発表）の参加で、

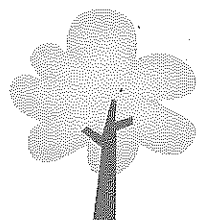


アトラクションと式典が行われた。

式典では、主催者を代表して仲里議長は、辺野古への基地建設を断じて許すわけには行かない、憲法第9条を守る声を職場、地域に広げていこうと訴えた。来賓として、県観光商工部長、沖縄社会大衆党委員長、日本共産党県委員長からのあいさつが行われた。メインスローガンに「働くものの団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざそう」が掲げられ、また、憲法と教育基本法を守り、米軍基地建設阻止、社会保障制度の充実、中小商工業者の経営安定、核兵器廃絶を求める内容のメーデー宣言のほか、「平和憲法をまもり実行させるための決議」、「大増税と負担増と介護・医療などの大改悪に反対する決議」等を採択した。集会后は、那覇市内をデモ行進した。

全港湾は、第13回港湾メーデーを5月1日に那覇市内で開催した。

約320人（主催者発表）の参加者で、家族連れも多く、集会とアトラクションが行われた。全港湾沖縄地方本部の大城委員長は、賃上げ、夏季一時金、制度政策要求、合理化反対等を今春闘において全力で取り組んできたが、これまでに22分会中、半数の分会が妥結額が確保したが、未解決の分会もあり、さらに団結を強化し共に頑張ろうとあいさつを行った。

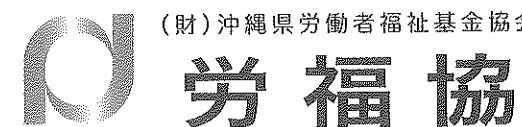


財団法人沖縄県労働者福祉基金協会が 設立されました

2004年12月、沖縄県労働者福祉協議会は公益法人として認可され、新しく財団法人沖縄県労働者福祉基金協会（労福協）となりました。

労福協は、沖縄県内の勤労者の福祉を増進し、併せて勤労者の福祉の向上を目指す団体の自主的な福祉活動の育成を図り、もって勤労者の社

会的、経済的地位の向上に寄与することを目的としています。



(財)沖縄県労働者福祉基金協会

労福協

〒900-0036 那覇市西3-8-14 連合沖縄内
TEL&FAX 098-862-5600

沖縄県中小企業集団連絡協議会 平成17年3月31日に解散

中小企業の人事労務管理改善を図り中小企業労働者の福祉の向上と中小企業の発展に寄与することを目的として昭和56年に設立された沖縄県中小企業集団連絡協議会（34会員・10086事業所）が、その役割を終了し平成17年3月31日をもって解散しました。

3月29日に開催された第25回臨時総会では、会長吉里和子（那覇市観光ホテル旅館事業協同組合）氏から事業について、最後の報告が行われました。



平成17年4月から次世代育成支援対策推進法が施行されました

次世代育成支援対策推進法とは

国が定める指針に即して、自治体、企業が行動計画を策定し、10年間の集中的・計画的な次世代育成支援への取組を推進するものです。

(平成17年4月施行)

当面の取組方針：仕事と子育ての両立支援に加え、以下の事項を重点的に推進

- ・男性を含めた働き方の見直し
- ・地域における子育て支援
- ・社会保障における次世代支援
- ・子どもの社会性の向上や自立の促進

次世代育成支援に関するお知らせ①

「子ども・子育て応援プラン」の推進について

我が国は、平成15年の合計特殊出生率が1.29と、世界で最も少子化の進んだ国の一つとなっており、こうした少子化の急速な進行については、経済成長の鈍化、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力の低下など、多数の国民がその深刻な影響に危機感を抱き、政府に実効性のある対策の推進が求められてきたところがあります。

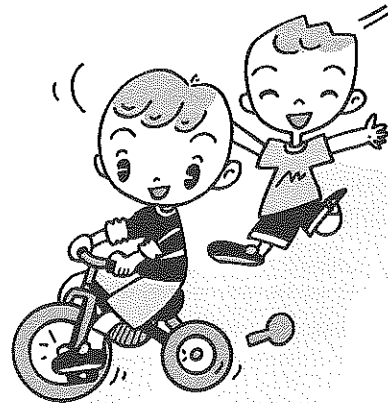
政府としては、これまでもエンゼルプラン（平成7～11年度）、新エンゼルプラン（平成12～16年度）に基づき保育関係事業を中心に取組を進めてきたところですが、未だ、少子化の流れを変えるには至っておりません。

こうした状況を踏まえ、平成15年に次世代育成支援対策推進法が成立し、企業、地方公共団体及び官公庁は同法に基づき、次世代育成支援に関する行動計画を策定し、平成17年度から社会全体で次世代育成支援に計画的に取り組んでいくこととしています。

今般、政府としては昨年12月に「子ども・子育て応援プラン」を策定し、①若者の自立とたくましい子どもの育ち、②仕事と家庭の両立や長時間労働の是正など働き方の見直し、再就職の支援、③待機児童ゼロ作戦のさらなる展開など、

労働分野を始め、従来より幅の広い取組について、今後5年間に講ずる具体的な施策と目標を掲げるとともに、概ね10年後を展望した目指すべき社会の姿を提示し、政府を掲げて企業や地方自治体の取組を後押ししながら、重点的に取り組んでいくこととしています。

こうした中で、沖縄労働局は、次世代育成支援の中でも特に重要な課題として位置づけられている「仕事と家庭の両立や働き方の見直し」、「若年者の自立促進」の政策展開を担う中核機関であり、国民の期待する役割を果たすべく、地方自治体など関係機関とも十分連携して効果的な取組を展開していくこととしています。



子ども・子育て応援プランの概要

- 少子化社会対策大綱（平成16年6月4日閣議決定）の掲げる4つの重点課題に沿って、平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を提示
- 「子どもが健康に育つ社会」「子どもを生き、育てることに喜びを感じることでできる社会」への転換がどのように進んでいるのかが分かるよう、概ね10年後を展望した「目指すべき社会の姿」を掲げ、それに向けて、内容や効果を評価しながら、この5年間に施策を重点的に実施

【4つの重点課題】	【平成21年度までの5年間に講ずる施策と目標(例)】	【目指すべき社会の姿(例)】
若者の自立とたくましい子どもの育ち	○若年者試用(トライアル)雇用の積極的活用 ○全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動の実施	○若者が意欲を持って就業し経済的にも自立 [若年失業者等の増加傾向を転換] ○各種体験活動機会が充実し、多くの子どもが様々な体験を持つことができる
仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	○企業の行動計画の策定・実施の支援と好事例の普及 ○個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進、仕事と生活の調和キャンペーンの推進	○希望する者すべてが安心して育児休業等を取得 [育児休業取得率 男性10% 女性80%] ○男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てる[育児期の男性の育児等の時間が他の先進国並に] ○働き方を見直し、多様な人材の効果的な育成活用により、労働生産性が上昇し、育児期にある男女の長時間労働が是正
生命の大切さ、家庭の役割等についての理解	○保育所、児童館、保健センター等において中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供 ○全国の中・高等学校において、子育て理解教育を推進	○多くの若者が子育てに肯定的な [子どもはかわいい]、「子育てで自分も成長」イメージを持てる
子育ての新たな支え合いと連帯	○地域の子育て支援の拠点づくり (市町村の行動計画目標の実現) ○待機児童ゼロ作戦のさらなる展開 (待機児童が多い95市町村における重点的な整備) ○児童虐待防止ネットワークの設置 ○子育てバリアフリーの推進(建築物、公共交通機関及び公共施設等の段差解消、バリアフリーマップの作成)	○全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる ○全国どこでも保育サービスが利用できる [待機児童が50人以上いる市町村をなくす] ○児童虐待で子どもが命を落とすことがない社会をつくる[児童虐待の撲滅を目指す] ○妊産婦や乳幼児連れの人が安心して外出できる [不安なく外出できると感じる人の割合の増加]

次世代育成支援に関するお知らせ②

ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターとは、育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となって、地域で相互援助活動を行う組織です。ファミリー・サポート・センターの配置運営は、市町村が行います。沖縄県では、ファミリー・サポート・センターの設置促進を行っています。

ファミリー・サポート・センターの会員になるには…

育児や介護の援助を受けたい方、援助を行いたい方はセンターに申し込みます。特別な資格は必要なく、援助を受けることと行うことの両方を希望する場合は両方会員になることもできます。

- 那覇市：那覇市ファミリー・サポート・センター
〒902-0078 那覇市識名2-5-5
(識名児童館内)
TEL(兼FAX)：098-854-9657
時間外：070-5810-4810
開所時間 月～金曜日 午前9時～午後6時
代表者 平良博子、儀保えり子、饒平名康子

- 名護市：名護市ファミリー・サポート・センター
〒905-8540 名護市港1-1-1
(名護市教育委員会 社会教育課内)
TEL：0980-53-1212 (内386)
FAX：0980-53-7825
開所時間 月～金曜日 午前8時30分～午後8時
代表者 岸本むつみ

- 沖縄市：沖縄市ファミリー・サポート・センター
〒904-2171 沖縄市高原7-35-1
(沖縄市福祉文化プラザ内)
TEL：098-933-1234
FAX：098-930-2886
開所時間 月～金曜日 午前8時30分～午後6時
代表者 與座初美、亀山直美、仲尾昭子

- 平良市：平良市ファミリー・サポート・センター
〒906-0013 平良市字下里442
(平良市働く婦人の家)
TEL(兼FAX)：098-073-5245
開所時間：火～土曜日 午前8時30分～午後9時
日曜日 午前8時30分～午後5時

ファミリー・サポート・センター事業についてのお問い合わせは
沖縄県観光商工部雇用労政課 TEL：098-866-2366 <http://www.pref.okinawa.jp/rosei>

次世代育成支援に関するお知らせ③

育児・介護休業法が改正されました

育児や介護を行う労働者の仕事と家庭の両立をよりいっそう推進するために、育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）が改正されました。

○改正のポイント

改正事項	現行	平成17年4月1日から
①育児休業及び介護休業の対象者の拡大	期間を定めて雇用される者（有期契約労働者）は対象外	休業の取得によって雇用の継続が見込まれる一定の範囲の期間雇用者は育児休業・介護休業がとれるようになります。
②育児休業期間の延長	子が1歳に達するまで	子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6ヶ月に達するまで育児休業ができます。
③介護休業の取得回数制限の緩和	対象家族1人につき1回限り。期間は連続3ヶ月まで	対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回の介護休業ができます。期間は通算して（のべ）93日まで
④子の介護休暇の創設	事業主の努力義務	小学校就学前の子を養育する労働者は、1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のために、休暇を取得できるようになります。

～始めましょう ポジティブ・アクション～

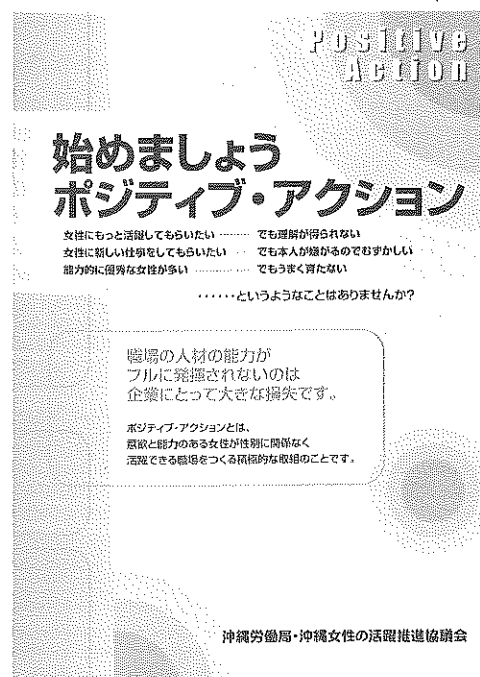
（6月は第20回男女雇用機会均等月間です）

ポジティブ・アクションとは「固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に事実上生じている差があるとき、それを解消しようと、企業が行う自主的かつ積極的な取組」をいいます。

実質的な男女均等取扱いを実現するためには、性別によることなく雇用管理を行うことはもとより、ポジティブ・アクションを推進することが求められています。一方、女性自身も、仕事に積極的にチャレンジすることが求められており、厚生労働省では、第20回男女雇用機会均等月間においてもポジティブ・アクションの促進を目標に掲げ、全国的に特別活動を展開しております。

沖縄労働局におきましては、ポジティブ・アクションの取組を効果的に進めるため、広報用パンフレットを作成いたしました。多くの企業の皆様に活用され、ポジティブ・アクション普及に役立てていただきますようよろしくお願いいたします。

沖縄労働局 雇用均等室 098-868-4380



平成17年度 全国安全週間 (7/1~7/7)

1 趣旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、本年度で78回目を迎える。

さて、我が国の労働災害による被災者数は、長期的には減少しているものの、今なお年間約54万人に上っている。また、死亡者数についてみると、平成16年は過去最少を記録した平成15年に比較してさらに減少が見込まれているものの、今なお、約1,600人に及んでいる。さらに、一昨年夏以降、我が国を代表する企業において爆発・火災による災害が頻発したが、昨年においても、製造業において、一度に多数の労働者が被災する重大災害が増加するなど、重大災害は増加傾向にある。

このような状況の中、職場の安全を確保するためには、経営トップが安全衛生方針を表明する等率先して安全衛生対策を積極的に推進することを決定するとともに、関係者一人ひとりが当事者意識を持って取り組むこと、特に、職場のリスクを効果的に低減させることが重要である。

このような観点から、平成17年度の全国安全週間は、

「トップの決意とみんなの創意 リスクを減らして進める安全」

をスローガンとして展開することとする。この全国安全週間を契機として、それぞれの職場において、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、安全活動の着実な実行を図ることとする。

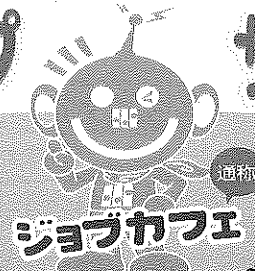
2 準備期間 (6/1~6/30) に実施いただく事項

- 安全管理体制の確立と安全管理活動の活性化について、総点検を行う。
- 計画、設計段階での安全性の確保について、総点検を行う。
- 機械設備の安全化について、総点検を行う。
- 安全作業マニュアルの整備、定期的な見直しについて、総点検を行う。
- 職業生活全般を通じた各段階における安全教育の実施について、総点検を行う。
- 作業者の安全意識の高揚について、総点検を行う。
- 労使による自主的な安全活動の充実について、総点検を行う。
- 爆発・火災災害防止対策の推進について、総点検を行う。
- 交通労働災害防止活動の推進について、総点検を行う。
- 高年齢労働者の安全対策の推進について、総点検を行う。
- 派遣労働者の安全対策の推進について、総点検を行う。
- 労働時間等労働条件の適正化の推進について、総点検を行う。
- 快適な職場環境の形成の推進について、総点検を行う。

1 本週間 (7/1~7/7)

- 経営トップは安全について所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、安全について従業員への呼びかけを行う。
- 今後の安全の進め方について考える職場の集い等を催し、関係者の意志の統一、安全意識の高揚等を図る。
- 安全旗の掲揚、ポスター、標語等の掲示、安全関係資料の配布等を行う。
- 安全表彰を行う。
- 安全についての改善提案の募集及び発表を行う。
- 安全についての作文、写真、ポスター、標語等の募集及び発表を行う。
- 安全に関するビデオ、映画、スライド等の映写会、講演会等を開催する。
- 労働者の家族に対し、安全についての文書の送付、職場見学等を行い、家族の協力を求める。
- 緊急時の措置について必要な訓練を行う。
- その他本週間にふさわしい行事を行う。

ワンストップ サービスセンター



キャリアセンターって？

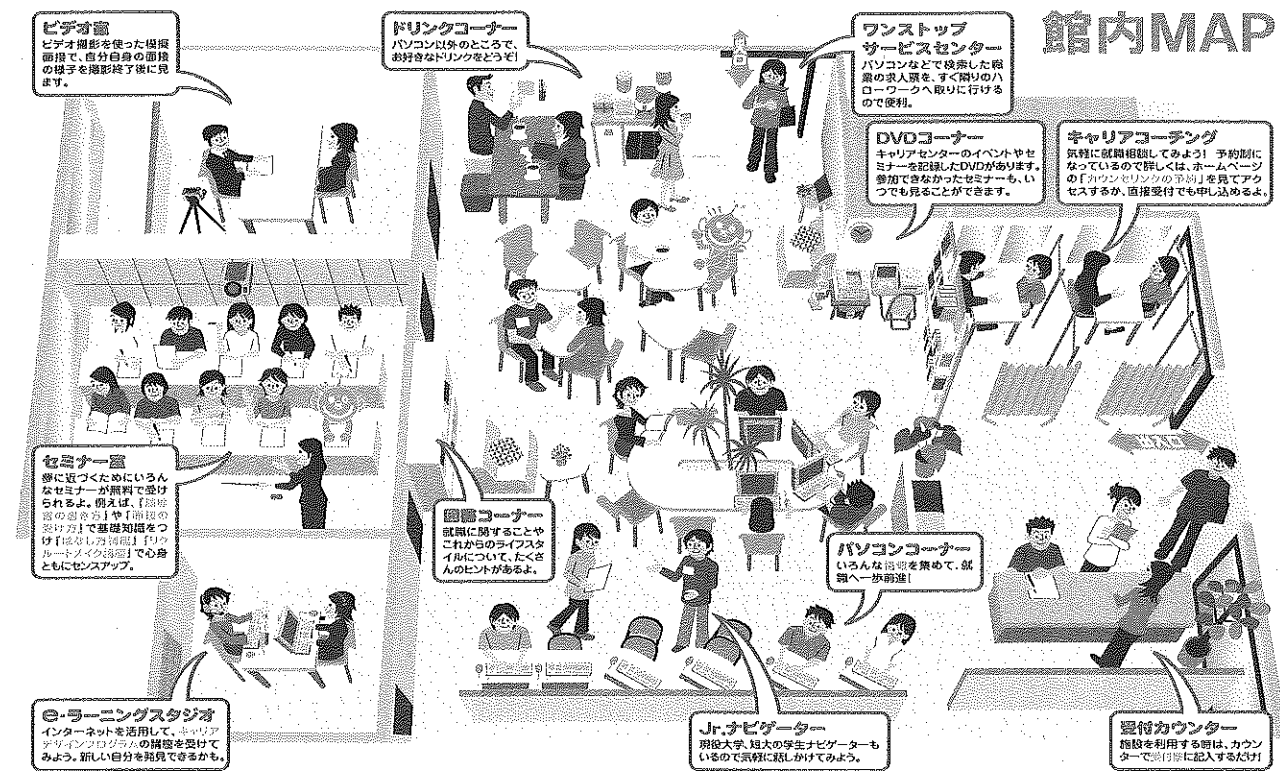
沖縄県キャリアセンターは、15歳から55歳未満の皆さんの就職や職業選択に関する活動を支援する沖縄県の機関です。

学生相談室って？

大学等を卒業予定の学生（卒業して1年未満の方も含む）の就職活動をサポートするハローワーク那覇の付属施設が「沖縄学生職業相談室」です。

通称
ジョブカフェ

job cafeとは？ 若年者が雇用関連サービスを1カ所でまとめて受けられる「ワンストップサービスセンター」の通称です。

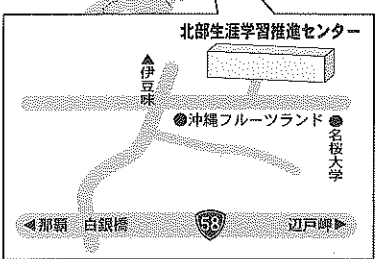


Okawaken Career Center
沖縄県キャリアセンター
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 1-3-25 沖縄県職業総合庁舎3階
TEL 098-866-5465 FAX 098-862-5014
http://www.career-co.jp/

那覇にお越しの際は
こちら
利用時間 9:00~17:00 (月曜日~金曜日)
休館日 土・日・祝日及び年末年始、慰霊の日

北部の皆さん、気軽にお越し下さい。

今まで遠くて利用出来なかった皆さん！お待たせしました。キャリアセンターが北部地区で就職相談とセミナーを開催します。「就職活動の仕方がわからない」「面接の練習がしたい！」などさまざまな就職活動の疑問にスタッフが親切にアドバイスしていきます。この機会にぜひ就職相談&コンビニセミナーを体験して下さい。短い時間でも就活のポイントが満載ですよ。皆さんの参加をお待ちしております。



北部生涯学習推進センター 名護市為又 1220-146
TEL.0980-54-0011 FAX.0980-54-0707

平成17年度は中退共制度加入促進強化年間です

確実な退職金設計なら 中退共制度で！

中小企業退職金共済(中退共)制度は中小企業で働く従業員のための外部積立型の国の退職金制度です。
約40万企業、264万人の従業員の方が加入しています。(平成16年4月末現在)

中退共制度には
こんな魅力が
あるのを
ご存じですか！

国からの掛金助成があります
新規加入の事業主に対して
4ヵ月目から1年間、従業員ごとに
掛金の50%(上限は5,000円)を、
国がサポートします！
※例えば、4月に掛金5,000円で加入した場合、7月から翌年6月までの
毎月の納付額は2,500円となります。
また、掛金を増額した場合にも助成がつきます。

掛金は全額非課税です
掛金は全額その納付した日の属する年度(年)の損金または必要経費として取り扱われます。中退共に加入すると国税や地方税の負担がそれぞれ軽減されることになります。
注) 資本金または出資金が1億円を超える法人事業税には、平成16年4月1日以降に開始する事業年度から、外形標準課税が導入されますので、ご注意ください。

適格退職年金制度からの移行先です
確定給付企業年金法の施行に伴い、適格退職年金制度は平成24年3月31日までに他の制度に移行するなどの対応が必要となります。中退共制度は移行先の一つとして認められています。

退職金の管理が簡単です
掛金は口座振替ですので手間がかかりません。また、従業員ごとの納付状況や退職金額を事業主にお知らせしますので、退職金の管理が簡単です。

沖縄県 雇用労政課
☎ 098-866-2366
または県労政事務所へ
☎ 098-941-4750

中退共 福岡退職金相談コーナー ☎ 092-631-2551
〒812-0054 福岡県福岡市東区馬出1-13-10 福岡県不動産会館2階

募集1

女性就業センターからのお知らせ

沖縄県女性就業センターでは、女性の求職者に対して、就業に関する広範な相談を行うと共に就業に必要な技術などの講習を実施し、その就業援助を図るための事業を行っております。

本講習は、短期集中講座で就業に必要な技術の資格取得に向け指導していくもので、受講生のレベルに応じた講師のきめ細やかな指導で検定合格に結び付けられるのが特徴です。

平成17年度の7月以降のコースは下記の内容により、9コースの講習を実施します。

平成17年度技術講習日程表

講習科目	講習期間	日数	講習曜日	会場	受付期間	定員
1 医療・介護事務	9.26(月)~11.16(水)	22	月水金	いちゅい具志川 じんぶん館	8.24・25	30
2 経理事務	11.25(金)~ H18.2.10(金)	28	月水金	県女性就業援助 センター	10.11~21	30
3 エクセル3級	8.23(火)~9.21(水)	21	月~金	県女性就業援助 センター	8.1~3	20
4 ワード3級	10.4(火)~11.2(水)	20	月~金	北谷ニライセン ター	9.12~14	20
5 ワード3級 エクセル3級	11.1(火)~12.27(火)	38	月~金	県女性就業援助 センター	10.3・4	20
6 ワード3級	11.14(月)~ 12.13(火)	20	月~金	名護市羽地支所	10.17~19	15
7 エクセル3級	H18.1.11(水)~ 2.9(木)	21	月~金	石川地域活性化 センター舞天館	12.14~16	20
8 ワード3級	H18.1.30(月)~ 2.24(金)	20	月~金	県女性就業援助 センター	H18.1.10~12	20
9 タクシードライ バー養成科	9.30(金)~11.22(火)	個々の日程による		センター・自動 車学校	8.15~9.2	13

○応募資格

就業を希望する女性で、取得した資格を生かした職に就きたい方、講習の全日程に出席できる方(学生・新卒・妊婦及び2年以内の受講者を除く)

○講習期間

約1~2ヶ月の短期集中講座です
講習時間午前9時30分~午後3時30分

○受講料

無料(ただし、教材費・検定料は自己負担)

○申込方法

受付日に申込場所へお越しください
受付時間 9時~12時 13時~16時

○申込場所

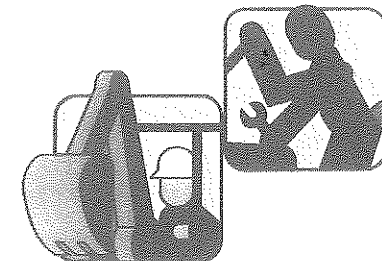
- ・沖縄県女性就業センター(那覇)
那覇市西3-11-1(三重城合同庁舎5階)
TEL:098-863-1788
- ・沖縄県女性就業センター(沖縄相談所)
沖縄市中央2-28-1(コリンザ2階)
TEL:098-934-6607

募集2

第127期 青年隊員募集

(社) 沖縄産業開発青年協会

志願書 自:平成17年7月1日(金)
受付期間 至:平成17年9月6日(火)



教育訓練の内容

- (1) 共同生活をととした規律訓練
- (2) 機械技術訓練

道路交通法施行規則と労働安全衛生法施行規則に定める次の資格取得に関する訓練を行う。

- 大型特殊自動車免許証 ●車両系建設機械運転技能講習修了証
- ガス溶接技能講習修了証 ●アーク溶接特別教育講習修了証 ●玉掛技能講習修了証
- 小型移動式クレーン運転技能講習修了証 ●フォークリフト運転技能講習修了証
- ローラー特別教育講習修了証 ●刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育(草刈機)
- 伐木等の業務の特別教育(チェーンソー)

(3) 農畜産実習

- 一般作物、野菜、果樹等についての栽培、肥培管理等に関する農業実習と講義を行う。
- 牛、豚の飼養管理に関する実習と講義を行う。
- 外部体験実習等を行う。

訓練期間 平成17年9月30日(金)~平成18年3月17日(金)

必要経費

- (1) 入隊費..... **155,000円** (訓練経費の一部負担)
- (2) 食費..... **150,000円** (訓練期間中の各人の食費)
- (3) 共同購入費..... **34,300円** (教科書、隊服、ネクタイ、安全靴、ユニフォーム、飯盒、ヘルメット、室内用スリッパ等を全員揃えるため)

合計..... **339,300円** ※(資格取得経費は別納になります)

応募資格

- (1) 義務教育を修了した満32才までの男子
- (2) 心身健全で共同生活を守りうる者

お問い合わせ

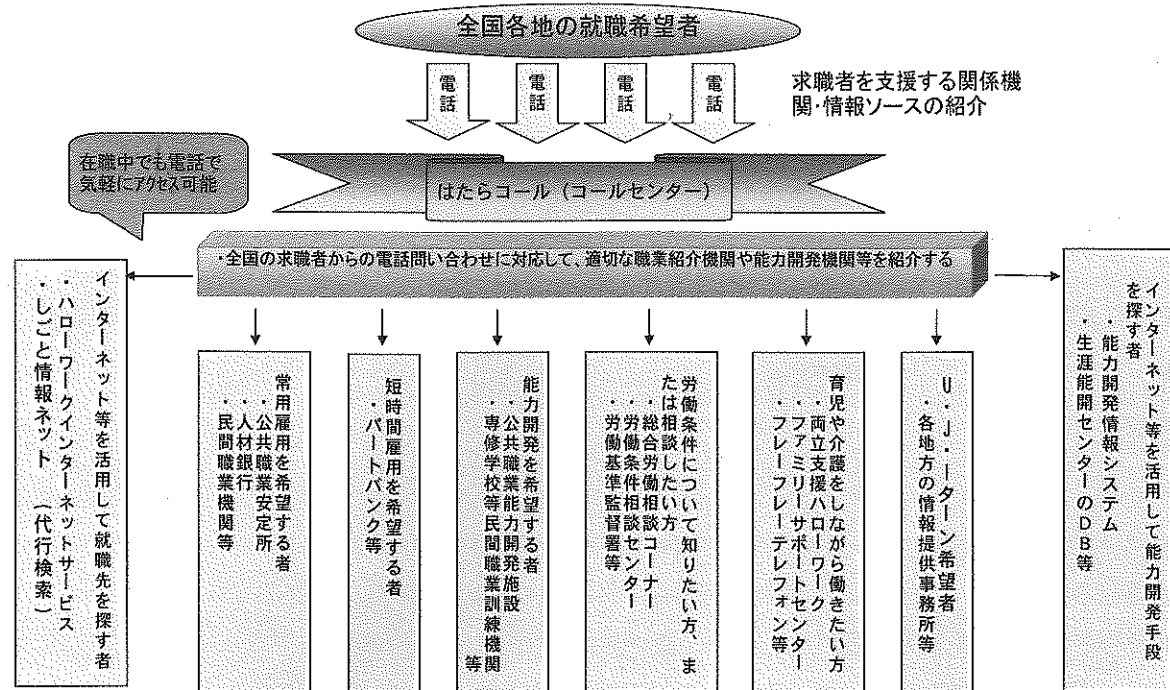
社団法人 沖縄産業開発青年協会
〒905-1204 東村字平良380-1
TEL (0980) 43-2118
FAX (0980) 43-2505

<http://www2.tontonme.ne.jp/users/kaihatu/index.html>

募集3

全国求職者支援コールセンター はたらコール

AM8:00~PM10:00
土・日・祝祭日・年末年始は休み
フリーダイヤル 0120-876-506



全国求職者支援コールセンター「はたらコール」訓練生募集

民間コールセンターに必要な技能を学びながら、訓練手当が支給されます。

対象者：民間コールセンターのオペレーターを目指している沖縄県内に在住する求職者。

募集人員：毎月30人

訓練期間：約3ヶ月

訓練奨励金：① 訓練手当：月額5,000円（実務訓練の日数に応じて支給）

② 通所手当：月額440円（通所の直線距離が2km以上の場合支給）

（ただし、基礎研修期間中の訓練手当の支給はなし）

訓練場所：那覇市小祿 沖縄産業支援センター3階

訓練内容：

基礎研修	導入研修	スキルアップ研修
(10日間 9:00~17:00)	(10日間 9:00~18:00)	(実務訓練開始後随時)
・電話応対の基礎 ・エクセル、ワード基礎 ・ビジネスマナー ・敬語等	・業務知識等 ・インターネット基礎 ・システム&トーク	・クレーム対応術・交渉術 ・エクセル・ワード中級 ・パワーポイント ・ロールプレイング 等

※実務訓練：午前8時～午後10時までの間で8時間のシフト制

（実務内容）

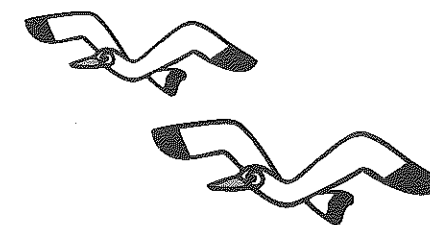
全国の求職者からの電話問い合わせに応じた、適切な機関の紹介及び「しごと情報ネット」での求人情報代行検索業務

休日：土、日、祝祭日、年末年始

問い合わせ先：（財）雇用開発推進機構「はたらコール」管理事務所

〒901-0152 那覇市小祿1831-1 沖縄産業支援センター3階

TEL:098-859-5388 FAX:098-859-5391



残業命令の拒否について

相談内容

私は、今春、ある会社に就職した者です。入社早々先輩から、「この会社は残業が多いから覚悟しておいたほうがいいよ」と言われました。個人的な理由で残業できない場合もあると思うのですが、会社からの残業命令にはどの程度従わなければならないのでしょうか。

相談回答

残業（時間外勤務）は、就業規則か、労働協約、または個々の労働契約において、「残業をする」旨定められていれば、その範囲内で、使用者側の残業命令は根拠のあるものであり、従わないことは業務命令違反となり、それは制裁（甚だしい場合は解雇）理由にもなります。（そのような定め・合意がなければ、従わなくてもそれを制裁理由とすることはできません）。また、当然、法令違反の残業命令については、従わなかったからといって制裁理由とすることはおかしい、と考えられています。（変形労働時間制などを除き）1日8時間以上働かせることは法違反ですが、労働者の代表と締結し、労働基準監督署に届け出た協定（36協定）があれば、その範囲内で残業させても違法にはなりません。36協定の範囲内であり、就業規則などから見ても残業に応じる包括的義務がある、など会社に業務命令権が有る場合でも、権利の濫用は認められません。権利の濫用かどうかは、会社の必要性と労働者の被る不利益を比較して判断される性質のもので、個々の事情を伝えたり、残業の指示を計画的に行ってもらうよう要請するなど、よく会社と話し合うようにしましょう。

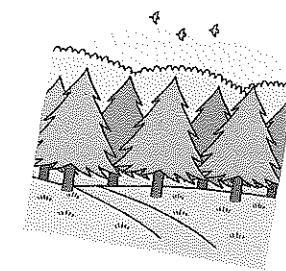
ここがポイントです

①時間外勤務については、36協定の成立自体によって、何ら労働者に義務が発生するものではなく、時間外または休日労働に服すべき民事上の義務は、就業規則の定めまたは労働協約、個々の労働契約など、別に民事上の根拠が必要であるとされている。つまり、会社と労働組合が36協定を結んだから、従業員は時間外に勤務しなければならないのではなく、就業規則や労働協約、労働契約でその旨が規定され、これに基づく会社側の指示があって初めて従業員は時間外勤務をしなければならないということになる。

②使用者側に正当な業務命令権がある場合でも、権利の濫用は許されない。時間外・休日労働を命ずる業務上の必要性が実質的に認められなければ、命令は有効要件を欠くことになるし、また、労働者に時間外・休日労働を行わないやむを得ぬ事由があるときには、その命令は権利濫用になりうる。

《参考》

36協定のない残業に対しても割増賃金を支払わなければならない。違法な時間外または休日労働につき割増賃金を支払わなかった場合の刑事責任について、最高裁は、「適法な時間外労働について割増賃金支払義務があるならば違法な時間外労働の場合には一層強い理由でその支払い義務があるものと解すべきは事理の当然とすべきであるとし、労働基準監督署への届け出がなかったり、36協定のない時間外勤務についても割増賃金を支払わなければならないとしている。



労働委員会だより

沖縄県労働委員会

審査の期間の目標を設定しました

当委員会では、不当労働行為事件の迅速な審査を行うため、労働組合法第27条の18に基づき、審査の期間の目標を1年6月と決めました。(沖縄県公報第3354号掲載)

この目標は、審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則により公・労・使の各側委員が出席する総会において決定を行ったものです。

1 審査の期間の目標

(1) 制定の趣旨

迅速な審査を行うための目標です。

(2) 目標の設定

全国の現行の平均処理日数の2分の1を目途に本県の過去の処理実績を勘案して設定しました。

2 審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則 (H17.3.28制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、労働組合法(昭和24年法律第174号)第26条第2項及び労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第26条の3の規定に基づき、審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表の必要な事項を定める。

(審査の期間の目標)

第2条 審査の期間の目標は、総会において決定する。

(審査の実施状況)

第3条 会長は、次に掲げる毎年の審査の実施状況について、原則として翌年の最初に開催される総会に報告する。

- (1) 取扱事件数
- (2) 審査の期間の日数
- (3) 調査及び審問の回数
- (4) 審査の期間の目標の達成状況
- (5) その他会長が必要と認める事項

(公表)

第4条 審査の期間の目標の公表は、第2条の規定による決定の後速やかに沖縄県公報に登載して行う。

2 審査の実施状況の公表は、前条の規定による報告の後沖縄県労働委員会年報及びインターネットを利用して行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

☆事務局から一言☆

労使紛争で困ったときは、ご一報を。円満解決に向けお手伝いします。また、ホームページも開設しておりますのでご利用下さい。

お問い合わせ先：沖縄県労働委員会事務局(県庁2階)
 TEL 098-866-2551 FAX 098-866-2554
 ホームページ <http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=195>
 Eメール aa160008@pref.okinawa.jp

平成16年度 下半期 労働日誌

	県内労働情勢	沖縄内外情勢
16年10月	1 丸市ミート地位保全仮処分申し立て&記者会見 6 知事への政策要求書手交(連合沖縄) 12 仕事と家庭を考える月間講演会 13 第3回医療に関する県民との懇談会 17 はたらく女性の沖縄県集会 24 普天間基地跡地利用シンポジウム 26 第16回連合沖縄定期大会 27 高齢者・障害者雇用支援のつどい 28 労災防止指導員全国交流会、安全衛生大会	1 年金改革法施行 1 マリナーズのイチロー外野手が大リーグ新記録を樹立 8 ノーベル賞委員会は平和賞をケニアの女性活動家ワンガリ・マータイさんに授与すると発表 8 沖国大へり墜落事故で米側が事故調査報告書を公開 15 国連安全保障理事会は日本など五カ国を非常任理事国に選出 20 台風23号が四国に上陸 多大な被害を出す 29 ウサマ・ビンラディン氏 米中枢同時テロ犯行を認める 30 イラクで拉致された香田証生さんの遺体を日本政府が確認
11月	1 連合05春季生活闘争討論集会(~2) 17 官公部門連絡会後援学習会 18 不払い残業労働相談(~21) 20 連合島根平和学習受け入れ 29 九州ブロック中小労働運動強化をめざす交流集会(~30)	1 日銀は、二十年ぶりに両柄を刷新した三種類の新紙幣を発行 2 プロ野球のオーナー会議はパリーグ新球団として楽天を承認 球団名は「東北楽天ゴールデンイーグルス」 3 米大統領選で共和現職のジョージ・ブッシュ氏が再選される 10 中国原潜が沖縄の先島諸島海域を領海侵犯 11 パレスチナ自治政府議長のヤセル・アラファト氏死去 14 第十八回那覇市長選で現職の翁長雄志氏が再選される 16 県内五十二市町村の地方債残高が過去最高額となる
12月	1 連合北海道「日米地位協定学習会」 1 労働相談ホットライン(~2) 7 記者会見:労災職業病電話相談にむけて 10 労災職業病電話相談(~11) 16 「県構造改革」「郵政民営化」沖縄県申し入れ(連合沖縄) 17 自衛隊イラク派遣延長反対集会	1 羽田空港第二旅客ターミナル開業 7 アフガニスタン史上初の大統領選挙でハミド・カルザイ氏が当選 正式政権が発足 8 拉致被害者の横田めぐみさん、松本薫さんの遺骨として北朝鮮から渡された骨が、DNA鑑定で別人のものだと判明 9 政府は自衛隊のイラク派遣期間の一年延長を決定 10 政府は防衛計画大綱を決定 15 国内初の空港外免税店が那覇市おもろまちにオープン 26 ウクライナ大統領選決選投票にてユーシェンコ元首相が当選 30 天皇家の長女紀宮さまと黒田慶樹さんの婚約が正式内定
17年1月	4 連合沖縄新春旗開き 7 新春宣伝活動・県労連旗開き 14 2005「連合白書」学習会 14 2005第1回最低賃金全国担当者会議 15 大震災10周年「大規模災害対策シンポジウム」 19 05春季生活闘争討論集会 22 ジェンダーと男女平等参画社会入門講演会 23 ちゅら島環境美化全県一斉清掃 29 日米地位協定の抜本的見直しに向けたシンポジウム 29 米軍実弾演習に関する地方連合会連絡会	6 中国の人口が13億人を突破 9 パレスチナ自治政府議長に穏健派のアッバス氏が当選 11 青色LED訴訟で中村修二教授と日亜化学工業との和解成立 15 伊平屋村との合併を問う伊是名村の住民投票で合併反対が61%となり、賛成票を上回る 20 第二期ブッシュ政権発足 26 ライス氏が米国史上初の黒人女性国務長官に就任 26 在日韓国人の東京都職員が管理職選考の受験を拒まれたことに対し、最高裁は都の受験拒否は合憲と判断 29 1949年の中台分断以来、中国旅客機として初めて中国南方航空機が台湾の台北国際空港に乗り入れる
2月	8 ハローワーク相談員組合結成大会 9 沖縄若年者自立・挑戦シンポジウム 10 ハローワーク所長へ組合結成通知書等手交 14 東雲の丘解雇撤回争議和解 17 公共サービスのあり方を考える研究会講演会 18 05春季生活闘争開始宣言集会 23 商工会議所連合会・商工会・中央会・経営協・労働局へ最低賃金や雇用確保、雇用保険について要請行動(県労連) 24 経営協・春闘申し入れ 24 地位協定改定NGO会議 25 憲法改悪と増税を許さぬ平和と社会を守れ 2.25県民集会	4 厚生労働省は、牛海綿状脳症の感染が原因とされる変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の患者を国内で初めて確認したと発表 8 イスラエルのシャロン首相とパレスチナ自治政府のアッバス議長は初会談し和平交渉を再開、停戦を宣言 9 政府は、石垣市の尖閣諸島・魚釣島の灯台を国有財産とし「魚釣島灯台」と命名、海上保安庁が保守、管理すると発表 10 北朝鮮は六カ国協議参加を無期限中断し核兵器庫を増やすとの声明を発表 17 イラク選挙管理委員会は国民議会選挙において統一イラク同盟が過半数を占めたと発表 17 中部国際空港開港 26 日本の主力ロケットH2A7号機の打ち上げ成功
3月	1 労福協ライブプランセミナー(~2) 8 3.8国際女性デー講演会 10 食品労働者総決起集会 17 05春闘勝利をめざす交流集会(県労連) 17 沖縄県中小企業勤労者福祉講演会 24 連合沖縄15周年記念中村哲講演会 30 05中小共闘「情勢報告交流会」 30 春闘第三次総決起集会(連合沖縄)	1 改正船舶油濁損害賠償保障法施行 14 中国は全国人民代表大会において反国家分裂法案を採択 20 福岡県西方沖地震発生、福岡、佐賀両県で震度6弱を記録 22 全国銀行協会は、偽造キャッシュカードによる預金引き出し犯罪について、預金者に責任がない場合は原則として銀行が被害補償する方針を発表 25 政府は国民の保護に関する基本指針を決定 28 インドネシア・スマトラ島西方で、M8.7の巨大地震が発生 31 米独立調査委員会は、米国のイラク戦争開戦を正当化する証拠とした生物兵器製造装置保有との情報はねつ造と断定

沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者 数	完 全 失業率	一般職業紹介状況				消費者物価指数	
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	H12=100	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数	求人倍率		那覇市	全国
	千人	人	千人	人	千人	%	人	人				
平成6年	34,499	233,594	5,876	36,351	29	5.1	19,136	3,661	0.19	1,122	98.0	98.6
7年	34,684	226,701	5,961	43,677	33	5.8	20,429	3,777	0.18	1,270	98.0	98.5
8年	34,807	209,593	6,152	46,479	38	6.5	20,129	4,535	0.23	1,358	98.2	98.6
9年	34,875	210,829	6,438	45,096	36	6.0	21,678	5,270	0.24	1,592	99.4	100.4
10年	34,602	210,290	6,721	45,036	47	7.7	24,391	4,526	0.19	1,328	100.2	101.0
11年	35,033	259,350	8,502	58,059	51	8.3	26,170	5,771	0.22	1,457	100.2	100.7
12年	34,682	262,400	8,779	55,173	50	7.9	27,487	7,759	0.28	1,858	100.0	100.0
13年	34,281	256,145	9,097	56,817	53	8.4	29,774	7,875	0.26	1,823	99.0	99.3
14年	33,656	261,222	9,472	49,238	52	8.3	30,625	9,158	0.30	1,937	97.9	98.4
15年	33,213	260,403	9,685	53,843	49	7.8	31,037	11,220	0.36	2,253	97.6	98.1
16年4月	32,119	276,008	10,751	80,713	45	7.0	34,300	12,962	0.38	2,582	97.4	97.9
5月	32,109	274,394	10,780	81,033	52	7.9	34,295	12,313	0.39	2,504	97.4	98.0
6月	32,103	273,175	10,878	82,756	56	8.7	34,113	12,114	0.40	2,372	97.8	98.2
7月	32,189	280,938	10,827	75,882	54	8.4	33,750	12,785	0.41	2,508	97.6	97.9
8月	32,154	280,893	10,844	76,330	49	7.7	33,274	12,973	0.41	2,448	98.1	98.0
9月	32,051	282,877	10,886	74,618	49	7.7	33,529	13,367	0.41	2,552	98.1	98.3
10月	31,954	281,433	10,970	74,134	51	8.0	33,508	13,790	0.42	2,600	98.4	98.8
11月	32,032	283,438	10,925	73,943	46	7.3	33,004	14,879	0.44	2,764	98.3	98.6
12月	31,923	285,391	11,062	72,971	46	7.2	30,512	14,236	0.45	2,118	97.6	98.1
17年1月	32,105	273,784	10,779	86,442	50	7.7	31,479	14,936	0.44	2,408	97.0	97.6
2月	31,894	273,117	10,851	87,965	48	7.4	31,990	15,462	0.44	2,436	96.9	97.4
3月	31,760	271,350	10,834	88,928	51	8.0	34,458	16,806	0.42	2,810	97.3	97.7
資料 出 所	県 統 計 課						沖 縄 労 働 局				県統計課	

項目 年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平成6年	158.7	164.2	147.7	154.9	11.0	9.3	401,128	314,120	300,992	245,494	100,136	68,626
7年	159.1	164.8	147.7	155.7	11.4	9.1	408,864	318,395	308,023	248,230	100,841	70,165
8年	159.9	167.1	147.8	157.0	12.1	10.1	413,096	296,807	312,034	234,209	101,062	62,598
9年	158.3	161.8	145.8	151.4	12.5	10.4	421,384	298,441	316,622	235,635	104,762	62,806
10年	156.6	162.4	145.2	152.5	11.4	9.9	415,675	297,257	315,829	235,258	99,846	61,999
11年	153.5	161.3	142.4	150.1	11.1	11.2	396,291	336,248	306,167	264,785	90,124	71,463
12年	154.9	162.2	143.3	150.9	11.6	11.3	398,069	327,432	308,930	262,037	89,139	65,395
13年	154.0	162.4	142.8	151.1	11.2	11.3	397,366	318,669	309,254	258,020	88,112	60,649
14年	153.1	159.1	141.7	149.4	11.4	9.7	387,638	323,993	305,700	262,059	81,938	61,934
15年	153.8	158.3	141.7	148.4	12.1	9.9	389,664	318,438	307,471	257,227	82,193	61,211
16年4月	160.9	157.7	148.1	148.4	12.8	9.3	309,070	237,234	302,185	236,089	6,885	1,145
5月	145.8	149.3	133.8	139.9	12.0	9.4	303,464	236,979	296,327	234,956	7,137	2,023
6月	158.4	155.7	146.3	147.3	12.1	8.4	560,519	407,788	299,392	234,548	261,127	173,240
7月	157.9	156.5	145.6	147.9	12.3	8.6	442,574	294,305	299,568	234,951	143,006	59,354
8月	149.8	152.5	137.9	143.8	11.9	8.7	316,012	252,760	297,532	233,991	18,480	18,769
9月	153.1	152.5	140.9	143.5	12.2	9.0	303,176	236,851	298,648	233,577	4,528	3,274
10月	152.5	151.2	140.1	142.0	12.4	9.2	305,910	235,076	300,276	234,653	5,634	423
11月	155.4	153.5	142.6	144.6	12.8	8.9	328,250	236,669	300,784	234,216	27,466	2,453
12月	153.3	153.1	140.4	143.8	12.9	9.3	725,304	513,700	300,775	236,030	424,529	277,670
17年1月	143.6	152.0	131.4	143.4	12.2	8.6	312,710	233,241	298,172	232,189	14,538	1,052
2月	148.3	147.6	136.0	139.6	12.3	8.0	303,358	229,821	299,038	228,714	4,320	1,107
3月	153.8	155.0	141.3	146.1	12.5	8.9	313,062	235,273	300,451	232,098	12,611	3,175
資料 出 所	県 統 計 課											

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値
 注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上
 注) 平成16年12月以前の季節調整値は新季節指数により改訂



「労働おきなわ」90号 (琉球労働から通巻164号)
 2005年6月30日発行

編集・発行 沖縄県観光商工部雇用労政課
 〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
 TEL (098) 866-2366 FAX (098) 866-2355
<http://www.pref.okinawa.jp/rosei/>

発行人 石垣 泰生
 印刷所 (有) 白百合印刷
 〒901-0152 沖縄県那覇市小祿331番地3
 TEL (098) 857-2769 FAX (098) 857-9573